

建築物環境報告書制度推進事業 「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」概要説明会

■ 本日の流れ ■

- ・ あいさつ
- ・ 事業説明

■ ご協力をお願い ■

1. 説明会は録画させていただきます。
2. 入室後、貴社名_名前の順に表示をお願いいたします。
3. 開始時間は14：00からです。

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)





事業説明の目次

1. 事業概要
2. 助成対象者
3. 助成対象要件
4. 助成対象経費、金額
5. 申請の流れ、申請期間
6. その他注意事項





1.事業概要

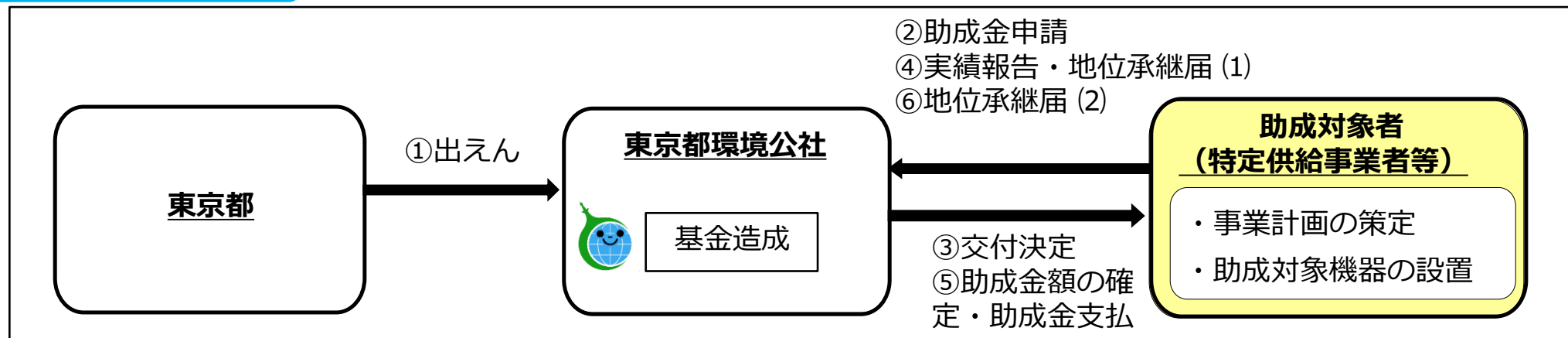


1. 事業概要

事業の目的

- 環境確保条例の一部を改正する条例に基づき、令和7年度から施行される「建築物環境報告書制度」に向け、先行して再エネ設備等を設置する住宅供給事業者（報告書制度に参加する事業者＝特定供給事業者等）に対して、その経費の一部を一括で助成することにより、制度の施行を確実なものにすることを目的としています。

事業スキーム



1. 事業概要

事業実施期間

令和9年度まで（交付は令和11年度まで）

申請受付期間

令和5年度募集：令和5年5月19日から同年7月31日まで

（原則として検査済証の交付日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新築住宅に設置される機器が申請の対象となります）。

※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

予算額

約30億円



2. 助成対象者



2. 助成対象者

助成対象者

➤ 特定供給事業者等

本助成金の交付を申請する際に、**建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約していただく必要があります。**

※建築物環境報告書制度の義務対象者は助成金受給の有無に関わらず、必ず制度に参加していただくこととなります。

➤ 交付申請を行う日が属する年度の4月1日から遡って3年の間のいずれかの年度において、都内で年間供給延べ面積が5,000㎡以上であること。

※年間供給延べ面積が5,000㎡未満の住宅供給事業者でも複数で単一のグループを構成し、申請することも可能です。

➤ あらかじめ対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

<上記にかかわらず、以下の者は助成対象者とはなりません>

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等。
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの。
- ・ 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの。

【参考】建築物環境報告書制度概要

建築物環境報告書制度の概要

制度概要	●年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者（特定供給事業者）を対象とし、延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能の確保、再エネ設置（太陽光発電設備）等の義務付け・誘導を行う仕組み
制度新設の考え方	●年間着工棟数ベースで全体の98%（住宅は90%）を占め、既存制度の対象外である中小規模新築建物対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進
新制度の 主なポイント	断熱・省エネ性能基準
	●国の住宅トップランナー制度（TR）を基に設定
	再エネ設置基準（太陽光発電設備）
	●再エネ設置基準＝①設置可能棟数×②算定基準率×③棟当たり基準量 ① 設置可能棟数：算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合、設置基準算定から除外可能 ② 算定基準率：区域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定 ③ 棟当たり基準量：1棟当たり2kW
	●利用可能な再生可能エネルギー：太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可 ●再エネ設備の設置場所及び設置手法：原則敷地内。リース等も可 ●代替措置：都内既存住宅への新規設置（但し、上限2割とする）
ZEV充電設備の整備基準	●駐車場付建物1棟ごとに充電設備用配管等、駐車区画10台以上の場合普通充電設備を整備
その他	●制度対象事業者に対し、住まい手等への環境性能の説明を義務付ける制度、履行状況の確認や適正履行等を目的とした都への報告、公表制度を新設

	対象事業者	対象事業者のイメージ（例）	基準適合の必要性	適合状況の公表	対象者の確定
特定供給事業者	義務対象者	年間供給2万㎡以上 大手ハウスメーカー等	必要	公表	年度終了後に対象者を確定
	任意参加者	年間供給5千㎡以上の希望する事業者 (5千㎡未満の事業者複数によるグループも可*)	必要	公表	事前申請し、都が承認
任意提出者	特定供給事業者以外の希望する事業者	上記以外の中小ハウスメーカーや地域工務店	必要としない	公表	年度終了後に提出することができる

(*) グループで承認を受ける場合は、主幹社を定め、グループ全体として適合状況の報告を求める。

※「特定供給事業者再エネ設備等設置等支援事業」（助成金）の助成対象者について

・本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度から本制度に参加することを誓約するハウスメーカー・ビルダー等となります。



3 .助成対象要件



3. 助成対象要件

助成対象要件

助成対象となるのは、東京都内に新たに建築する延べ面積2,000㎡未満の住宅及びその敷地に、助成対象者が調達し、設置する再エネ機器となります。

- ① **太陽光発電システム**（モジュール・パワーコンディショナ、架台他） (※1)
- ② **蓄電池システム**（蓄電池、パワーコンディショナ他） (※2)
- ③ Vehicle to Home [**V2H**]（V2H、パワーコンディショナ他） (※3)

(※1) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）のモジュール認証を受けたもの、又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもので**発電出力が50kW未満のもの**。

(※2) 国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもので、**機器費が蓄電容量1kWhあたり20万円以下のもの**。

(※3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の交付対象に該当するもの。

3. 助成対象要件

助成対象要件

- ▶ 助成対象機器において、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。
- ▶ 新築住宅及びその敷地に新規に設置された機器であり、未使用品であること。
- ▶ 供給される電気を、住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。（**自家消費、余剰売電に限る**）
= **全量売電は助成対象外。**
- ▶ 助成対象者が第三者へ助成対象機器を販売（工事請負契約に基づき建築主へ引き渡される場合も含む）する場合には、相手方へ、助成金交付金を受けたこと、助成金相当額が控除されていること、助成金の義務が承継されることを説明すること。
- ▶ 助成対象機器の設置に当たって、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第13に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。
- ▶ 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。


3. 助成対象要件

助成対象要件

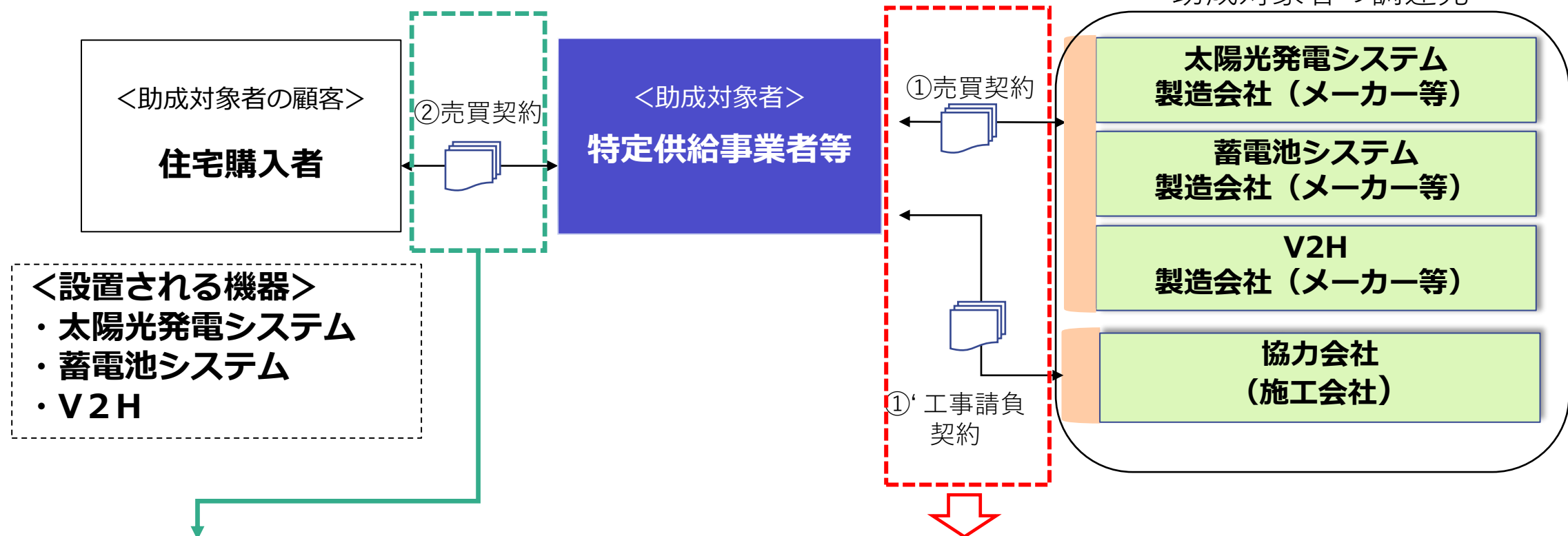
<助成対象外となる経費の例>

- 既設建造物の撤去・移設・処分に係る経費
- 土地造成、整地、地盤改良等の基礎工事、建屋に係る費用、外構工事費（配管土木工事等）
- 産業廃棄物処理費
- 土地の取得及び賃貸料
- 過剰であるとみなされるもの、助成対象事業以外において使用することを目的とした経費
- メンテナンス、保守点検等に係る費用
- 助成対象外の設備と共用で使用する付帯設備
- 消費税及び地方消費税

3. 助成対象要件

 は実績報告時に提出が必要な書類となります。


【事例1】 [分譲住宅を想定] (助成対象となるケース)



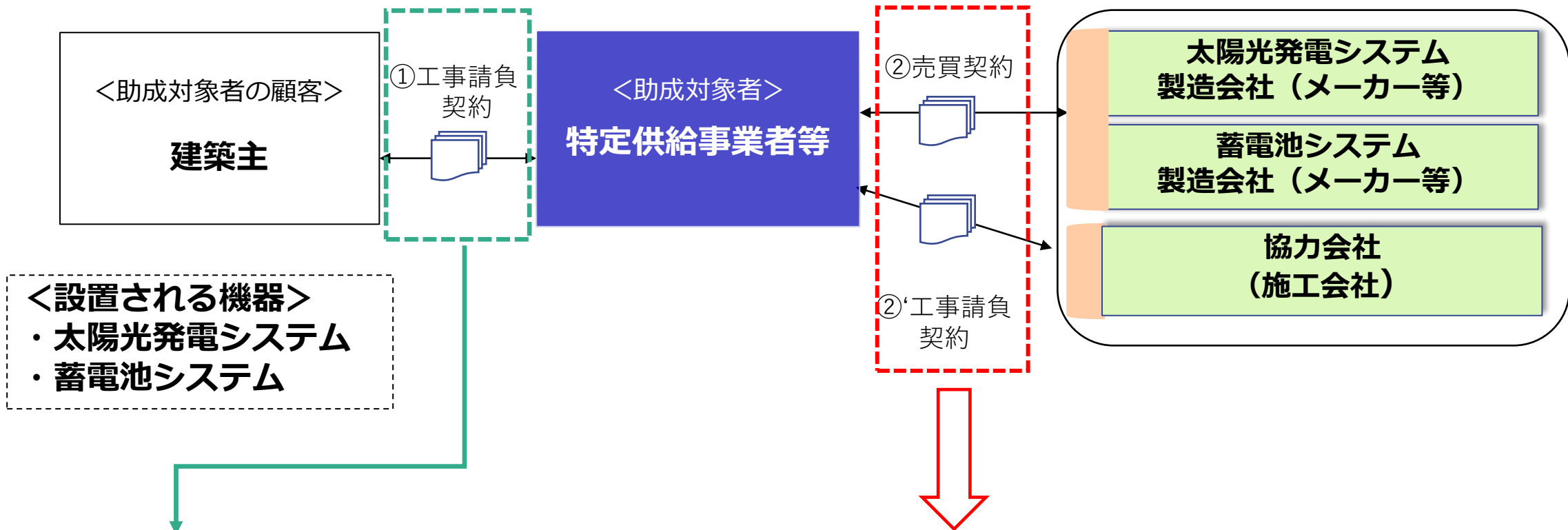
助成金を受けていること、助成金相当額が控除されていることを住宅購入者へ説明（実績報告時にエビデンスの提出を求める）

- 助成対象者が調達し、設置したものに係る経費が本事業の助成対象。
- 本事例の場合は、太陽光発電システム、蓄電池システム、V2Hの調達（① 売買契約、①' 工事請負契約）に係る経費が助成対象となる。

3. 助成対象要件

 は実績報告時に提出が必要な書類となります。


【事例2】 [注文住宅を想定] (助成対象となるケース)



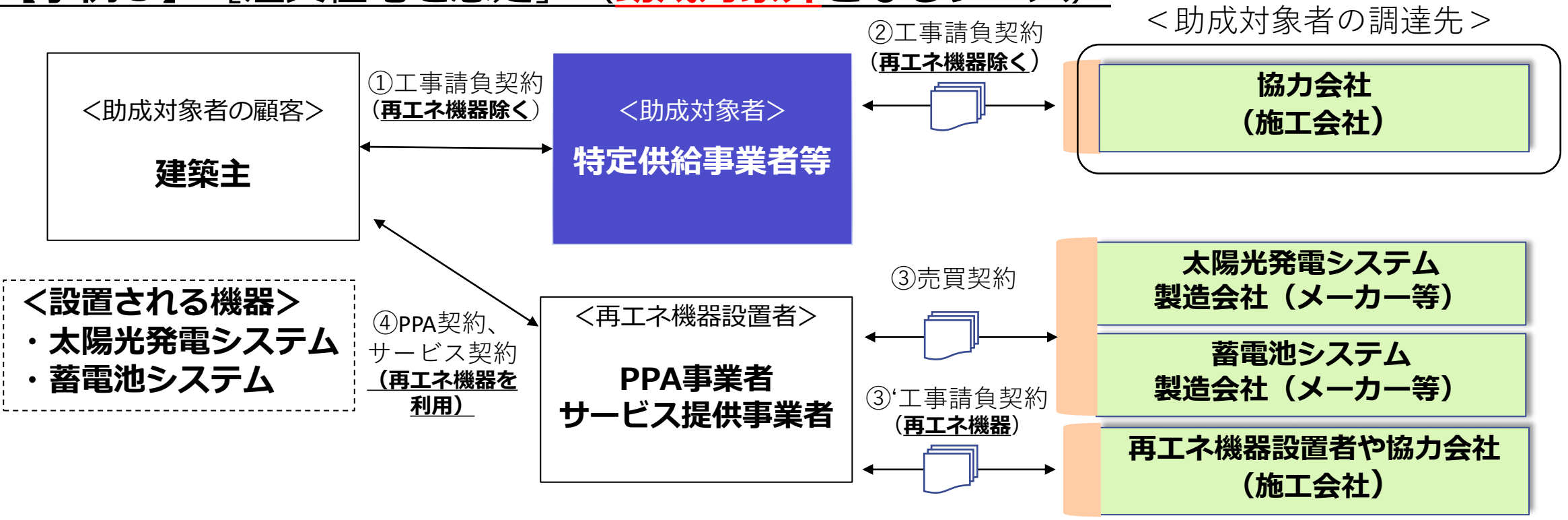
助成金を受けていること、助成金相当額が控除されていることを建築主へ説明（実績報告時にエビデンスの提出を求める）。

- 助成対象者が調達し、設置したものに係る経費が本事業の助成対象。
- 本事例の場合は、太陽光発電システム、蓄電池システムの調達（②売買契約、②'工事請負契約）に係る経費が助成対象となる。

3. 助成対象要件


 は実績報告時に提出が必要な書類となります。

【事例3】 [注文住宅を想定] (助成対象外となるケース)

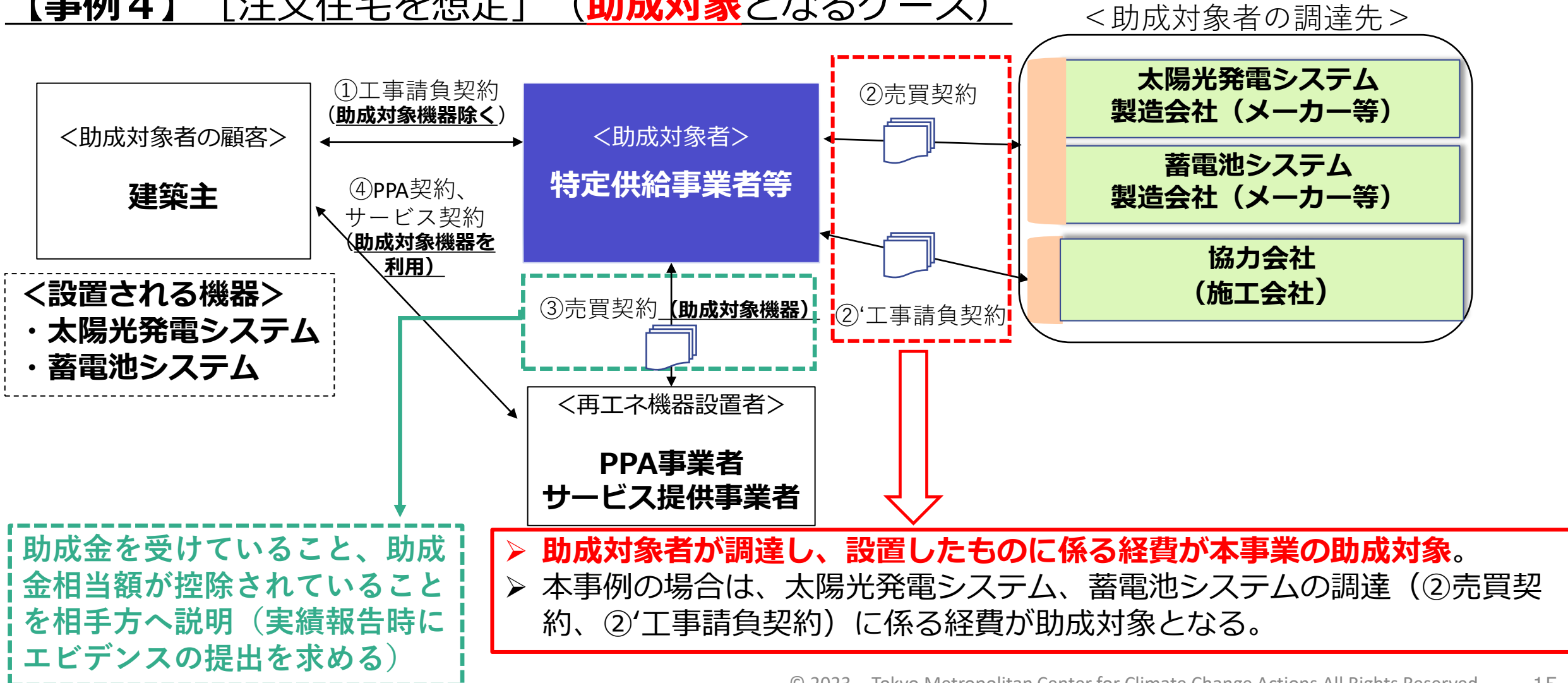


➤ 助成対象者が調達し、設置しない場合は、助成対象者が建設した住宅に導入する場合でも本事業の助成対象外。

3. 助成対象要件

 は実績報告時に提出が必要な書類となります。

【事例4】 [注文住宅を想定] (助成対象となるケース)





4 .助成対象経費、金額



4. 助成対象経費、金額

助成金額

- 対象機器に係る経費のうち、助成対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費を助成対象経費とします。
- 助成金の交付額は、助成対象機器の機器費、材料費及び工事費の合計額と交付上限額のいずれか小さい額とします。
なお、助成対象機器について、国等の補助金を併用する場合には、対象機器の設置に係る機器費、材料費、工事費の合計から補助金額を差し引いた金額が助成金の上限金額となります（V2Hを設置する場合は一部例外あり）。
- 助成金額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満は切り捨てとなります。
- 助成金の支払は事業終了後の実績払いです（概算払いはありません。）。

4. 助成対象経費、金額

助成金額【1.太陽光発電システム】

(表1)

対象機器		助成基準	助成金額 (①と②のいずれか小さい額)	助成金 上限金額
太陽光発電システム (モジュール・パワーコン ディショナ・架台等)		発電出力(※1) 3.6kW以下	①発電出力(kW)×12万円 ②36万円	太陽光発電 システム全体の 助成対象経費 (※3)
		発電出力 3.6kW超50kW未満	発電出力(kW)×10万円	
	機能性PV (※2)	機能性PV基準別表2に 定める機能性の区分	機能性PVの発電出力(kW)×5万円	
機能性PV基準別表3に 定める機能性の区分		機能性PVの発電出力(kW)×2万円		
集合住宅の陸屋根に 設置される架台	-	①発電出力(kW)×20万円 ②架台設置に係る材料費及び工事費		

(※1) 発電出力とは、『太陽電池モジュールの出力合計とパワーコンディショナの出力合計のいずれか小さい値(小数点以下第3位を四捨五入)』をいう。

(※2) 機能性PVとは、『優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準(令和5年2月28日付4環気環第318号)に適合すると認定された製品』をいう。

(※3) 助成対象経費とは、『機器設置に係る機器費、材料費、工事費の合計額』をいう。

4. 助成対象経費、金額

<参考> 機能性PVについて

別表2 市場における付加価値が高い機能性PVの製品

上乗せ措置：5万円/kW

機能性の区分		要件
太陽電池 モジュール	小型 (台形、三角形、 建材形)	<ul style="list-style-type: none"> 面積が 1.0 m²未満であること。 形状が台形、三角形又は建材形（一辺と他辺が2倍以上のものであって、屋根建材のデザイン性を有するもの）であること。
	建材一体型 (屋根)	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅の屋根に設置できるものであること。 屋根の端部に設置可能な構造及び強度であること。 設計用基準風速（42m/s）に耐える強度であること。 鋼板等付帯型又は鋼板等敷設型の設置が可能であって、かつ配線等からの延焼を防止した構造であること。
	建材一体型 (屋根以外)	<ul style="list-style-type: none"> 屋根以外に設置できるものであること。 建材種類を指定すること。
	防眩型	<ul style="list-style-type: none"> 表面の入射角 60 度の反射率が 0.6%以下又は太陽電池セル上の光沢度（60 度）が 7.0 以下であること。

別表3 市場における付加価値がやや高い機能性PVの製品

上乗せ措置：2万円/kW

機能性の区分		要件
太陽電池 モジュール	小型 (方型)	<ul style="list-style-type: none"> 面積が 1.0 m²未満又は一辺の長さが 1,200mm 以下かつ当該一辺と対辺ではない辺の長さが 1,000mm 以下であること。
周辺機器	PV出力 最適化	<ul style="list-style-type: none"> 一部の太陽電池モジュールに影等の影響で一時的な発電出力低下が生じた場合に、その影響を受けない他の電氣的に接続された太陽電池モジュールの発電出力の低下を緩和させる機能（以下「最適化」という。）を有するシステムであること。 パワーコンディショナの最大変換効率が 95.5%（力率 1.0 時）以上であること。 太陽電池モジュールからパワーコンディショナまでの間に直流電力変換装置を設置する場合は、当該装置の最大変換効率が 99.0%以上であること及び当該装置の発電出力の最適化効果がある適用範囲を指定すること。 適合する太陽電池モジュールの仕様を示すこと。

機能性PVの設置に当たっては、「優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について（東京都環境局）」の留意事項に記載のある設置方法に従い設置してください。【助成金の交付条件】

機能性PVの設置方法についての詳細は、公社HP『優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について（PDF）』をご確認ください。【参考URL：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kinousei-pv-2>】

4. 助成対象経費、金額

助成金額【2.蓄電池システム】

(表2)

助成対象機器	助成基準	助成金額及び助成金上限金額(※2) (①②③のいずれか小さい額)
蓄電池システム	蓄電容量(※1)(kWh) 6.34kWh未満	①助成対象経費(※3)の3/4 ②蓄電容量(kWh)×19万円 ③95万円
	蓄電容量(kWh)6.34kWh以上	①助成対象経費の3/4 ②蓄電容量(kWh)×15万円 ③120万円
	蓄電容量(kWh)6.34kWh以上、かつ発電出力4kW超50kW未満の太陽光発電システムと同時に設置	①助成対象経費の3/4 ②蓄電容量(kWh)×15万円 ③太陽光発電システムの発電出力×30万円

(※1) 蓄電容量とは、蓄電池システムの容量で『kWhを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入』したものをいう。

(※2) 助成金額、助成金上限金額は設置される戸数あたりで算出する。

(※3) 助成対象経費とは、『機器設置に係る機器費、材料費、工事費の合計額』をいう。

4. 助成対象経費、金額

助成金額【3.V2H】

(表3)

助成対象機器	助成率	上限金額
V2H		
①単独設置	助成対象経費(※2)の1/2(※3)	50万円
②50kW未満の太陽光発電システム及び電気自動車等(電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車(検査済のもの))をと併せて導入(※1)、もしくは新築住宅の所有者(購入者、建築主)が電気自動車等を既に保有している場合	助成対象経費の10/10	100万円

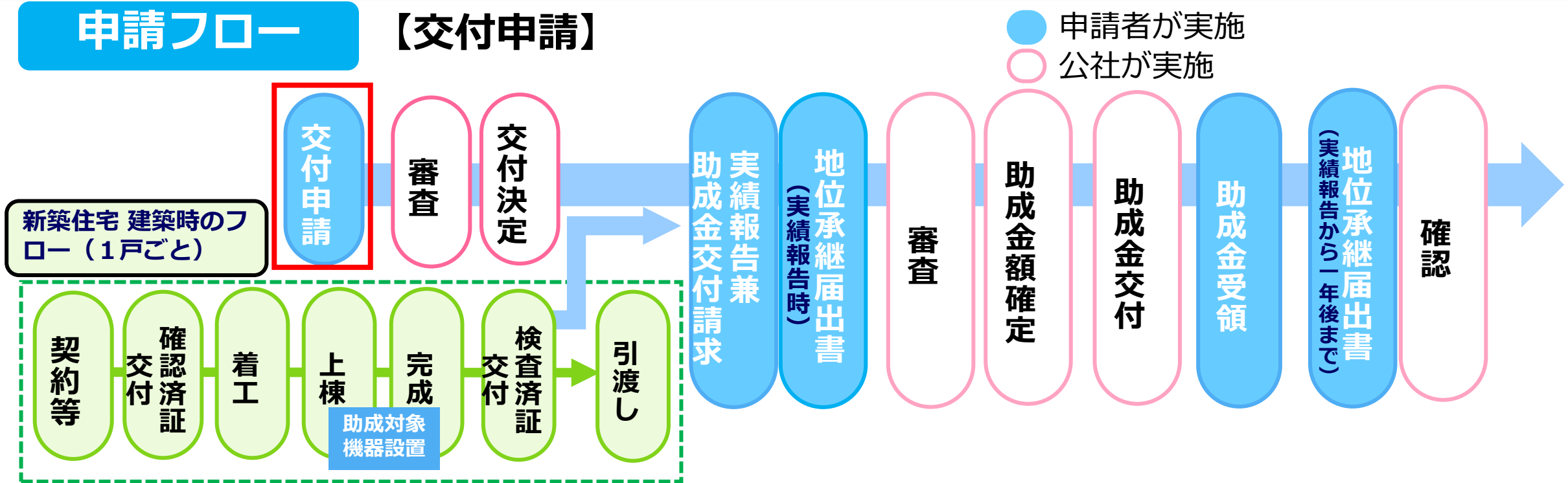
- (※1) 併せて導入とは、『V2Hが設置される新築住宅の検査済証の交付日と新たに導入する電気自動車等の登録年月日の差が180日以内』であることをいう。
- (※2) 助成対象経費とは、『機器設置に係る機器費、材料費、工事費の合計額』をいう。
- (※3) 助成対象経費に国その他の団体等からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の1/2から当該補助金額を控除した金額が助成金額となります。



5. 申請の流れ、申請期間



5. 申請の流れ・申請期間



- 本助成事業は、申請者が検査済証の交付日を基準として、令和5年度（1年間）で都内に新築する戸建住宅、集合住宅に、助成対象機器を設置する経費を一括で申請してください。
- 助成金交付申請書、誓約書及び事業計画表（第1～3号様式）に必要書類（現在事項全部証明書、建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し、重要事項説明書等（案）、事業計画表の根拠資料等）をご提出ください。

5. 申請の流れ、申請期間

申請フロー

【交付申請】

➤ 第2号様式の誓約書

「法令等の遵守」「特定供給事業者として建築物環境報告書制度に参加すること」「本申請に係る全ての書類について虚偽、不正の記述を行わないこと」等の記載がありますので、**必ず確認し、提出してください。**

➤ 第3号様式の事業計画表

- 第1号様式(助成金交付申請書)の明細となります。令和5年度に建設予定（検査済証の交付日が基準）の新築住宅の棟数、供給面積等を記載してください。

- 事業計画表の作成に当たっては下記の点に留意したうえで、申請をお願い致します。

◆ **交付申請者は、過去3年間の住宅供給実績も踏まえ、実績報告時との乖離が少ない実現性の高い**

事業計画を立ててください。（申請された事業計画と過去3年間の実績と大きく乖離がある場合は、その根拠資料を求める場合があります）。

事業計画表の内容と実績報告の実績との間に乖離が生じた場合、公社が必要と判断した場合においては、

「助成対象事業計画未達成理由書」の提出を求めることがありますので予めご了承ください。

➤ その他必要書類

- 重要事項説明書等の案文（住宅の販売、請負に基づく引渡しを行う顧客等、契約相手方に対して行う際に書面にて提示するもの、想定される契約形態ごとに複数提出してください）。

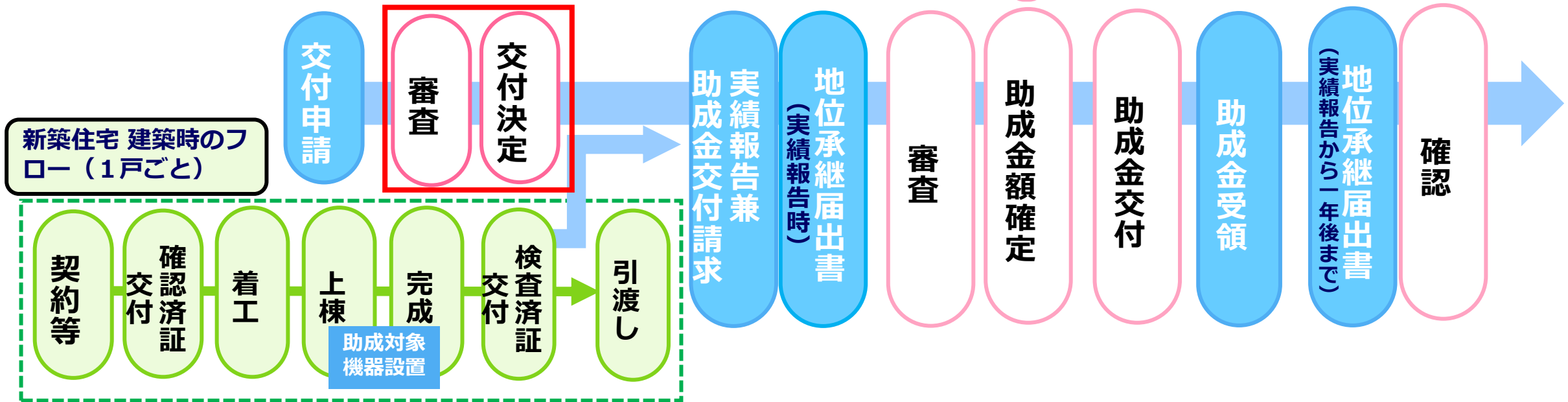
- 事業計画表の根拠資料

5. 申請の流れ・申請期間

申請フロー

【交付申請の審査、交付決定】

● 申請者が実施
○ 公社が実施



- 審査は、提出された書類をもとに行います。公社が必要と判断した場合は、書類の追加提出を依頼することがあります。
- 公社は申請された事業について審査を行い、**予算の範囲内**で交付を決定します。

(※ 1) 交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成対象者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。

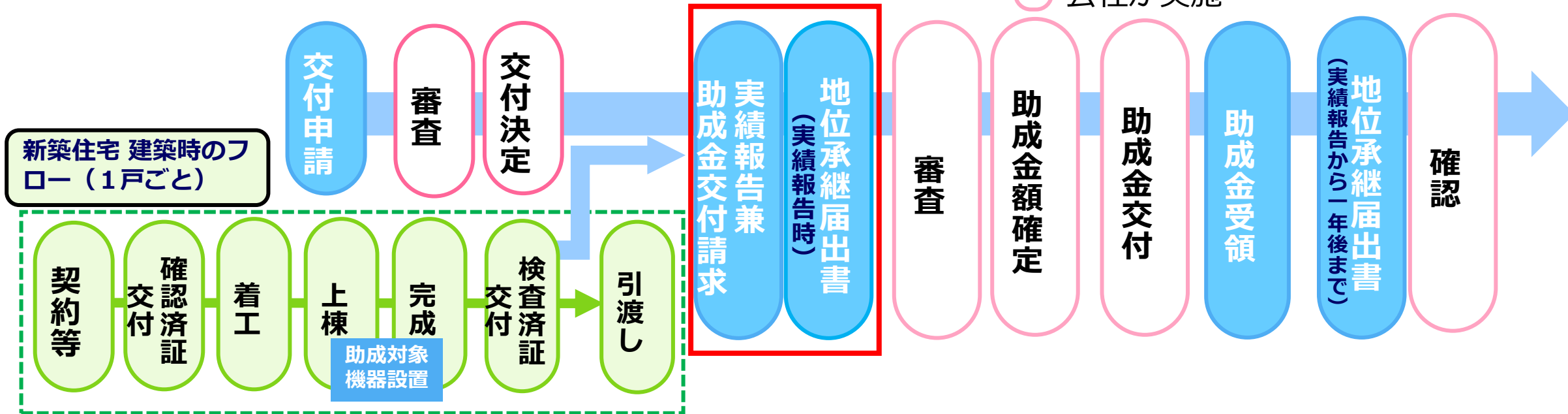
(※ 2) 実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、**公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。**

5. 申請の流れ、申請期間

申請フロー

【実績報告・地位承継届出】

● 被交付者が実施
○ 公社が実施



- ▶ 実績報告は、一定の期日迄に設置完了（検査済証が交付された）したものを一括で報告して頂きます。
- ▶ 実績報告の内訳として、原則として検査済証単位（1棟）ごとに助成対象経費を申告、必要書類（機器の保証書の写し、写真、調達・設置に係る契約書類の写し、領収書の写し、内訳書等）を提出して頂きます。
- ▶ 実績報告時点で新築住宅に設置される助成対象機器の所有者（住宅所有者等）が確定している場合は、報告と同時に、原因契約の写し、重要事項説明書等を添付した上で、本助成金に係る義務を相手方へ承継したことを届け出てください。

5. 申請の流れ、申請期間

実績報告時の必要書類

区分 A：助成対象機器に関係なく提出 B：助成対象機器によって提出が必要となる書類
 提出要否 ○：提出必須 △：該当する場合は提出

No	区分	書類の種類	提出要否
1	A	実績報告書チェックリスト	○
2	A	建築計画概要書（写し）	○
3	A	検査済証（写し）	○
4	A	助成金振込口座が分かる書類	○
5	A	建物の全景写真	○
6	A	接続契約のご案内（写し）	○
7	A	国等の補助金交付額確定通知書（写し）	△
8	A	単線結線図	○
9	A	契約関係図	○
10	A	助成対象機器の調達に係る契約書類（写し）	○
11	A	契約書記載項目一覧表	○
12	A	助成対象機器の調達に係る領収書（写し）	○

No	区分	書類の種類	提出要否
13	A	内訳書	○
14	A	その他公社が必要と認める書類	△
15	B	太陽光モジュールの保証書（写し）	△
16	B	パワーコンディショナの保証書（写し）	△
17	B	太陽光モジュールの設置完了後写真	△
18	B	太陽光システムの割付図（写し）	△
19	B	太陽光架台の保証書（写し）	△
20	B	建物の登記事項証明書（写し）	△
21	B	蓄電池システムの保証書（写し）	△
22	B	V2Hの保証書（写し）	△
23	B	電気自動車等の売買契約書（写し）	△
24	B	電気自動車等の自動車検査証（写し）	△

※原則、一棟（検査済証）ごとに上記表記載の必要書類をご提出ください。

※必要書類の詳細は、交付要綱の別表第3及び後日公開予定の助成金申請の手引きも併せてご確認ください。

5. 申請の流れ、申請期間

申請フロー 【実績報告】

- 1年間の交付申請に対する実績報告の期日は下記表のスケジュールを予定しています。交付決定を受けた助成対象者においては、**遅くとも最終〆切の17時までには実績報告を行ってください。**

審査を通過し、助成金の確定となったものから順次、助成対象者（被交付者）へ助成金を交付します。

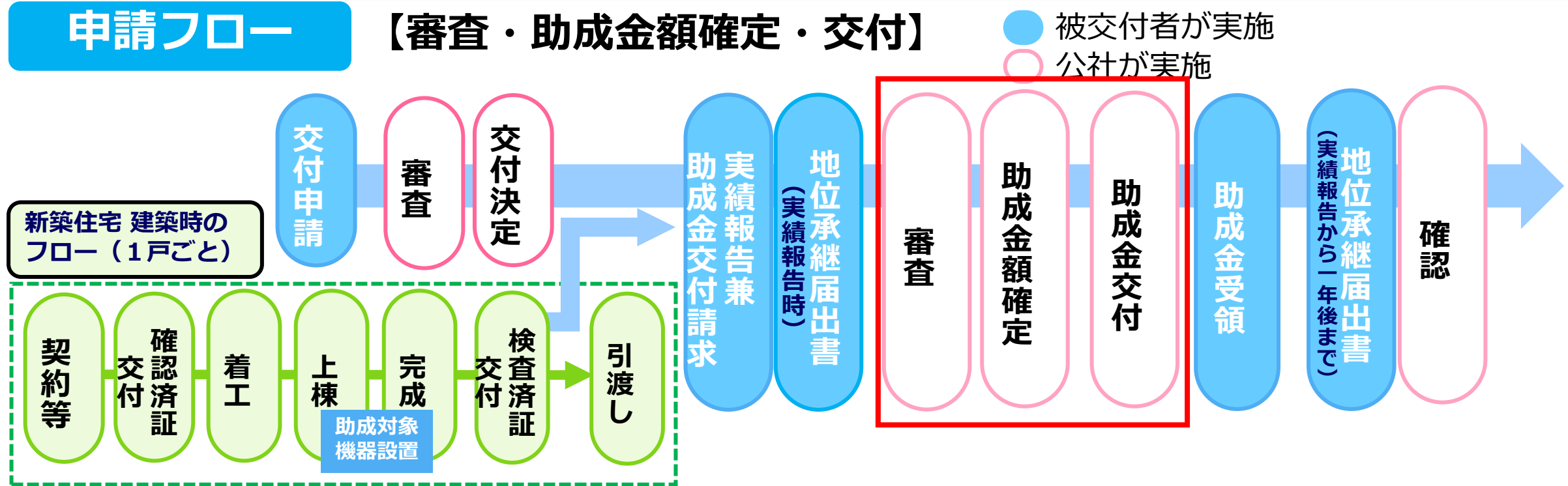
	検査済証の交付日	実績報告期間
第1回〆切	交付日が9月30日までのもの	令和5年10月1日～12月28日
第2回〆切	交付日が12月31日までのもの	令和6年1月1日～3月29日
最終〆切	交付日が3月31日までのもの	令和6年4月1日～6月28日

- ※ 1. 実績報告の〆切は、いずれも最終日の17時までとします。
- ※ 2. 原則として検査済証の交付日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までのものが助成対象となります。

- **実績報告時の留意点は、次の2点です。**
 - ・ **実績報告の事業実績表が申請時の事業計画表と大きく乖離している場合には、公社担当まで連絡ください。**
 - ・ **事業計画表の内容と実績報告の内容との間に乖離が生じている場合、公社が必要と判断した場合においては、「助成対象事業計画未達成理由書」の提出を求めることがありますので予めご了承ください。**

- 実績報告については、棟ごとのデータ、エビデンスの提出が必要となるため、事業者の負担軽減も考慮し、**今後、電子システムによる報告へ移行**する予定です。

5. 申請の流れ、申請期間



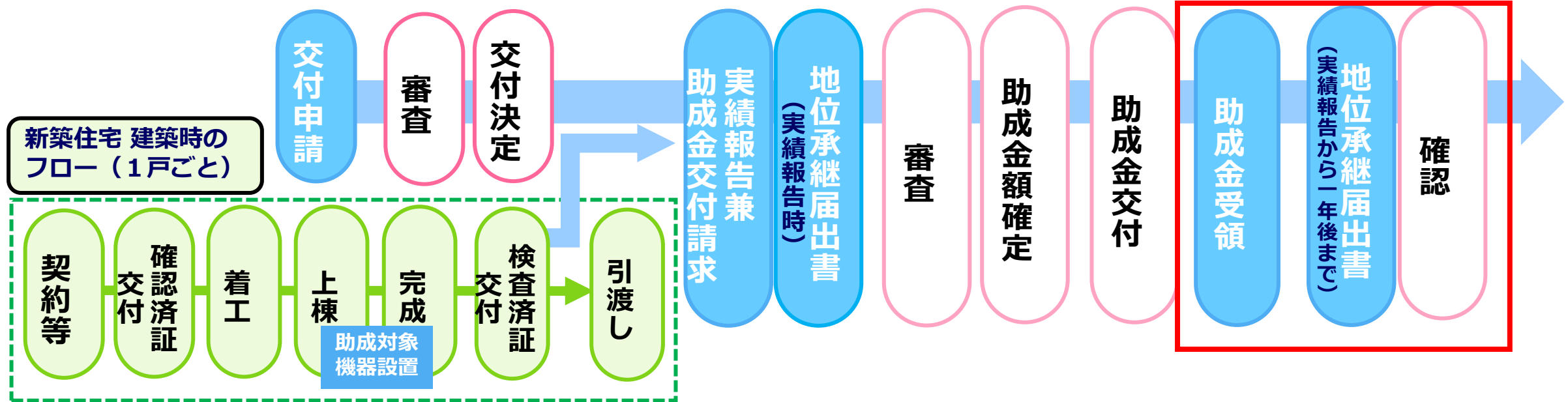
- 審査は、提出された書類をもとに行います。審査時に公社が必要と判断した場合は、書類の追加提出を依頼することがありますので予めご了承ください。
- 書類の不備補完の指摘、修正などを経て公社にて報告内容を精査し、交付申請の内容、要綱等の規定と適合すると判断した場合は助成金額を確定します。確定する本助成金の額は、交付決定通知書記載の**交付決定額と実績報告を受け公社が認めた額のいずれか低い額**とします。
- 実績報告書の審査完了後に、「助成金額確定通知書」を送付し、ご指定の口座へ助成金をお支払いします。

5. 申請の流れ、申請期間

申請フロー

【助成金受領・承継届出・届出確認】

● 被交付者が実施
○ 公社が実施



- 受領した金額と「助成金額確定通知書」の金額が相違ないか確認ください。グループで申請された場合、主幹事社へ助成金をお支払しますので、必要に応じてグループの構成事業者と精算手続きを行ってください。
- 実績報告時点で**助成対象機器の所有者（住宅所有者等）が確定していない場合は、実績報告の1年後（遅くとも令和7年3月31日）迄に原因契約の写し、重要事項説明書等を添付**した上で、本助成金に係る義務を相手方へ承継したことを届け出てください。なお、助成金交付後でも、公社の届出書の確認が完了しない場合は交付決定の取り消しとなる可能性がありますのでご注意ください。

5. 申請の流れ、申請期間

書類提出方法

原則として、電子メールで交付申請書類を提出してください。

※交付申請書類を提出する際には、以下の件名にしてください。

『【特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業】交付申請書提出（●●株式会社）』

※実績報告書の提出は今後、電子システムによる報告へ移行する予定です。

5. 申請の流れ、申請期間

書類提出先・お問い合わせ

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(クール・ネット東京)

特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業担当

TEL: 03-5990-5269

メール: cnt-tokutei-saiene@tokyokankyo.jp

受付時間: 月曜日～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分





6. その他注意事項



6. その他注意事項

書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は実績報告書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して1ヶ月以内**にご回答頂けない場合は、その申請、又は報告の全部もしくはその内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなしますのでご注意ください。

グループ申請

- グループで申請する場合、主幹事社（＝代表事業者）となる事業者が、申請・実績報告等の書類の作成、本事業に関する全ての手続きを行ってください。（公社からの）助成金も主幹事社へお支払いします。
- グループ申請は、申請者、被交付者の義務についてはグループを構成する全ての事業者が負うことを前提としております。

6. その他注意事項

財産の管理及び処分の制限

取得財産等について、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図り、**原則処分を認めません**。また、故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。

処分とは本助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供すること等が該当します。

処分制限期間

助成対象機器の種類	処分制限期間 (※)
太陽光発電システム	17年
機能性P V	17年
太陽電池の架台	17年
蓄電池システム	6年
V 2 H	6年

(※)

設置完了日 (=原則として設置されている住宅等の検査済証の交付日) を始点とする。

V 2 Hの導入に併せて、太陽光発電設備を設置し、電気自動車等を導入する場合する場合に限り、住宅等の検査済証の交付日と併せて導入した自動車の車検証の登録年月日のどちらか遅い日を始点とする。

ご清聴ありがとうございました。



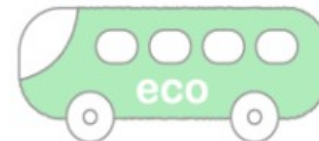
- 説明会に関するご質問は、HPより質問シートをダウンロードの上、必要事項をご記載頂き、メールでの提出をお願い致します。

メールアドレス：cnt-tokutei-saiene@tokyokankyo.jp

ご送付頂くメールは以下の件名にしてください。

『【説明会質問】（●●株式会社）』

※お問い合わせの内容及び混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。





ご参加いただきありがとうございました。

HTT 電気を
へらす
つくる
ためる **Tokyo Cool**
TokyoTokyo Home & Biz